

第 7 回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 10月 4日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 10月 4日 午前10時10分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二		○	
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子		○	
6	新 井 正 喜		○	
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳	○		
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司		○	農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 3 番 高井 眞佐実 委員

議事録署名委員 議席 1 4 番 石田 玉枝 委員

議事参与が制限された委員数 2 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事 務 局 長	内山 勉
	副事務局長	中澤 正幸
	主 事	小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

会議に入る前に、議案書の訂正をお願いします。議案書11ページ、申請番号5の13番が申請者により、申請取り下げがありましたので欠番扱いをお願いします。それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いします。

議 長

皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第7回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ただいまの出席委員は19人中16人で会議は成立しました。
なお、議席番号3番、岸正二委員、議席番号5番、鳥山孝子委員、議席番号6番、新井正喜委員から欠席の届出がございました。また爲谷賢司推進委員からも欠席の届出がございました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号13番、高井眞佐実委員と議席番号14番、石田玉枝委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、議席番号13番、高井眞佐実委員と議席番号14番、石田玉枝委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定競売農地についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地法第5条の規定による許可決定競売農地についてご説明いたします。報告書の1ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可決定について、次のとおり許可指令書を交付いたしましたのでご報告いたします。

本件につきましては、令和元年8月6日開催の第5回月次総会議案第4号で記載の1件についてご議決をいただきました競売農地の買受適格証明願農地法第5条該当に係る一連の案件です。

前橋地方裁判所が令和元年9月3日執行しました競売の結果、許可番号5の88号に記載のある者が落札しましたことにより許可申請がありました。

第5回月次総会の審査結果のとおり、次回委員会審査を待たずに会長決裁で許可する内容の議決をしていただいておりますので、令和元年9月6日に渋川市農業委員会会長専決規程第2条に基づき、許可指令書を関係者へ交付いたしましたので報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第4、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページに記載の番号1から2番までの2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示

及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第5、報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第3号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1から2番までの2件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから9ページに記載の番号1から7番までの7件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第4号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第7、報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第5号、埋蔵文化財試掘調査届についてご説明申し上げます。報告書の11ページをお願いいたします。

埋蔵文化財試掘調査届について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、番号1番の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用申請年月日、農地転用許可年月日及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第8、報告第6号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。

それでは、渋川地区を野村第2班長、子持、赤城、北橘地区を星野第2班長より報告をお願いします。

最初に野村第2班長をお願いします。

15番

9月27日に実施しました、第2班、渋川地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、斉藤美保委員、青木明雄委員、高橋昭彦委員と事務局は狩野主幹、池田主幹と私、野村の6名で実施しました。

渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が6件、合計9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は水路、西は道路、南は同月申請されている申請番号4の2番の申請地、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号4の2番の現地は、東は水路、西と南は道路、北は同月申請されている申請番号4の1番の申請地となっています。問題ないと思われます。4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、四方すべてが道路となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は道路、西と南と北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は一体利用する宅地、西と南と北は畑となっています。問題ないと思われます。8ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東と西は道路、南は田、北は畑とグラウンド用地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東と南は道路、西は宅地、北は畑となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東と西と北は宅地、南は道路となっています。問題ないと思われます。9ページをご覧ください。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は畑とな

っています。問題ないと思われます。

以上で第2班洪川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、星野第2班長お願いします。

1 番

9月27日に実施しました、第2班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、角田壽一委員、石田玉枝委員、山本彰一郎委員と事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員と私、星野の計6名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が2件、第5条による申請が9件、合計11件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の4ページをご覧ください。

申請番号4の4番の現地は、東は道路、西は宅地と雑種地、南は宅地、北は宅地となっています。申請地はすでに山林化しているところですが、相続により取得し相続人も農地として利用できないということをやむを得ないと思われます。

続きまして議案書の5ページをご覧ください。

申請番号4の5番の現地は、東は畑と宅地、西は畑、南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。議案書9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と南と北は山林となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、東は道路、西は畑、南は宅地、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の9番の現地は、東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われます。

続きまして議案書の10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は道路、西は水路と雑種地、南は畑、北は畑となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東は畑と宅地と道路、西は畑と道路、南は道路、北は畑と道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東は宅地と道路、西は雑種地、南は畑と宅地、北は畑と宅地となっています。問題ないと思われます。

続きまして議案書の11ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東は宅地と原野、西は畑、南は道路、北は原野となっています。申請地は転用目的に対して面積が大きいので

すが、申請地北側の約 3 分の 1 が傾斜地となっており、条件不利地を考慮するとやむを得ないと思われます。

申請番号 5 の 1 5 番の現地は、東と北は資材置場、西は道路、南は畑となっています。問題ないと思われます。

以上で第 2 班、子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。
ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

つづきまして、議事日程第 9、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号 3 の 1 番から 3 の 6 番の 6 件を上程し審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。副事務局長。

議 長

はい、副事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第 3 条の規定による許可申請につきましてをご説明いたします。

議案書の 1 ページから 2 ページ関連です。議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号 3 の 1 番から 3 の 6 番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては議案書に記載のとおりです。

今回申請のありました 6 件につきましては、すべて農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第 3 条調査書につきまして記載のとおりです。

以上で、農地法第 3 条の規定による、許可申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。 審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。 まず始めに、申請番号3の6番を審議します。関係する委員は退席をお願いします。 (関係委員退席)
議 長	それでは、申請番号3の6番について審議します。質疑のある方はお願いします。 (「質疑なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第1号、申請番号3の6番については許可することでご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	異議なしと認め、申請番号3の6番は議案のとおり許可することに決しました。それでは、退席している委員は席にお戻りください。 (関係委員着席)
議 長	続きまして、議案第1号、申請番号3の6番を除く申請番号3の1番から6番の6件中5件について審議します。質疑のある方はお願いします。
18番	はい、議長。18番高橋。
議 長	はい、高橋委員。
18番	申請番号3の1の申請者ですが前の申請で問題となる土地があったが解決したのか。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議 長	はい、副事務局長。
事務局	その件についての土地ですが条件不利地ということで解決していま

す。非農地等の方向で検討しています。また、それ以外の農地は耕作されています。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

 (「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第1号、申請番号3の6番を除く申請番号3の1番から3の6番の6件中5件については、許可することでご異議ありませんか。

 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第10、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号4の1番から4の5番の5件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページから5ページ関連です。議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、JRの駅から約300mのところに位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用車庫用地であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われます。なお、申請地は既に申請事由の利用がなされています。議案書の4ページをお願いします。

申請番号４の３番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号４の４番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。議案書の５ページをお願いします。

申請番号４の５番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第４条の規定による、許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号４の１番から４の５番の５件について審議します。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第２号、申請番号４の１番から４の５番の５件については、許可することでご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第１１、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。
申請番号５の１３番が申請取り下げとなりましたので、申請番号５の１番から５の１５番の１４件を上程し審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の７ページから１１ページ関連です。議案書の７ページをお願いします。

議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請について次のとおり農地法第５条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号５の１番から５の１５番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号５の１番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号５の２番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の８ページをお願いします。

申請番号５の３番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

申請番号５の４番は、住宅や公益施設等が連たんしている区域に近接している区域内に該当すると思われ、周辺の一団農地も十ヘクタール未満となっています。

申請番号５の５番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

議案書の９ページをお願いします。

申請番号５の６番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号５の７番は、農用地区域内にありますが、転用目的が農業用施設であることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当すると思われれます。

申請番号５の８番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われれます。

申請番号５の９番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ５００ｍ以内に２以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われれます。

議案書の１０ページをお願いします。

申請番号５の１０番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われれます。なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を９月２７日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号５の１１番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われれます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を９月２７日に実施いたしましたが、結果についてはお手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号５の１２番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。議案書の１１ページをお願いします。

申請番号５の１４番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号５の１５番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ５００ｍ以内に２以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第５条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。まず始めに、申請番号５の１０番及び５の１１番の２件を審議いたします。それでは、営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、津久井推進委員にお願いします。

津久井班 はい、議長。津久井。

長
議 長 はい、津久井推進委員。

津久井班 調査は、９月２７日に、山本会長、大島職務代理者、阿久津推進委員と私、津久井、事務局からは、内山局長、中澤副局長、狩野主幹の合計７名で実施しました。

お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、申請番号５の１０番、５の１１番の２件を審議いたします。先程の報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

１３番 はい、議長。１３番高井。

議 長 はい、高井委員。

１３番 作付け作物はなにか。

議 長 そばです。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の10番、5の11番の2件については、
許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の10番、5の11番の2件について
は、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第3号、申請番号5の10番及び5の11番の2
件を除く申請番号5の1番から5の15番の14件中12件について
審議します。質疑のある方はお願いします。

1 番 はい、議長。1番星野。

議 長 はい、星野委員。

1 番 申請番号5の6について申請事由が集合住宅用地とあまり聞いたこ
とがないが集合住宅とはなにか。

事務局 はい、議長。副事務局長。

議 長 はい、副事務局長。

事務局 鉄骨造りの二階建てのアパートになります。

議 長 ほかに質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第3号、申請番号5の10番及び5の11番の2件を除く申請
番号5の1番から5の15番の14件中12件については、許可する
ことでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。
つづきまして、議事日程第 12、議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました議案第 4 号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の 13 ページをお願いします。

農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。

この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。

今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、伊香保、小野上、子持、赤城、北橋地区における農用地利用集積計画であります。

なお、この計画概要の公告は、令和元年 11 月 1 日を予定しております。

計画概要につきましては、13 ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が 150 人、借受人が 126 人、筆数が 443 筆、面積が 508,221.48 平方メートルです。

この個別の内訳は、14 ページ記載からの利用権設定総括表のとおりであります。

また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

ご審議のうえご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、利用権設定総括表番号 118 番から 122 番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは利用権設定総括表番号１１８番から１２２番について審議
します。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
利用権設定総括表番号１１８番から１２２番については、議案のと
おり認めることで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、利用権設定総括表番号１１８番から１２２番につ
いては、承認することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

（関係委員着席）

議 長 続きまして、利用権設定総括表番号１１８番から１２２番を除く、
番号１番から４４３番の４３８件について審議します。
質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
利用権設定総括表番号１１８番から１２２番を除く、番号１番から
４４３番の４３８件について議案のとおり認めることでご異議ござい
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第７回月次総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 ＜午前１０時１０分＞